

# 避難行動要支援者 に関する手引き



上牧町  
ゆりほちゃん

## 上 牧 町

## 目次

①	要配慮者と避難行動要支援者とは	1
②	なぜ要配慮者の支援が必要なのか	2
③	避難行動要支援者登録制度の概要	3
④	避難行動要支援者の支援体制	4
⑤	避難支援等関係者及び地域支援者とは	9
⑥	避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割	
→①	避難行動要支援者登録申請書兼個別計画書の作成時	10
→②	平常時	11
→③	災害発生直後	12
→④	避難所における対応	14
→⑤	災害収束時の対応	15
⑦	避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項	
→①	目の不自由な方	16
→②	肢体不自由な方	16
→③	療育手帳をお持ちの方	17
→④	難病・特定疾患の方	17
→⑤	寝たきりの方	17
●	福祉避難所等の指定(開設場所)	18

## ① 要配慮者と避難行動要支援者とは

要配慮者とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な次に掲げる者をいいます。また、要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者といいます。

避難行動要支援者が支援を受けるために必要な個人情報を本人の同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有し支援していきます。

### 要配慮者の範囲

#### ① 高齢者

#### ② 障がい者

#### ③ その他

- ・災害時奈良県在宅重症難病患者要援護者台帳に記載されているかた
- ・施設入所者
- ・外国人
- ・妊婦
- ・乳幼児
- ・町長が特に認めるかた



## ② なぜ支援が必要なのか

### 【趣旨】

大規模な地震や水害などの災害が発生した直後は、行政の災害対応力にも限度があり、地域の共助機能による支援が重要となります。

災害発生時に、高齢者、障がい者などの要配慮者を支援するためには、近所の人や自主防災組織（自治会等）、民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等地域の皆さんが互いに助け合う「共助」による支援体制を整備し、要配慮者の皆さんが地域内で安心して暮らすことができる地域づくりを目指したものです。

この手引は、自主防災組織（自治会等）向けに要配慮者を支援するための具体策等についてまとめたものです。

近年、隣近所の付き合いが希薄化し、昔あった「向こう三軒両隣」による地域で助け合う意識は薄まりつつあります。また、地域によっては要配慮者（\*1）の存在を近隣の住民でさえ分からない状況があります。

しかし、これらのことは地域のつながりで、おおむね解消できるものと考えています。したがって、平常時から要配慮者に最も身近な組織である避難支援等関係者において、災害時における要配慮者対策について検討しておくことが重要となります。当町においても要配慮者の支援対策として、情報収集・地域との情報共有方法など、要配慮者対策の取組方針を明らかにするため「上牧町要配慮者避難支援全体計画」を定め、要配慮者のうち特に支援が必要な者の把握のため「避難行動要支援者登録制度」を制定し、要配慮者の支援にあたっています。

町内の先進的な自主防災組織では、災害時の要配慮者に対する支援の取組が行われていることから、これを町内全域で推進していきたいと考えています。

このような地域における助け合いは、防災を始め、防犯、福祉及び環境など住みやすい地域づくりにもつながるものと考えていますし、その中心的役割を担う自主防災組織（自治会等）の存在は、益々高くなっていくものと思います。

**\*1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者**

### ③ 避難行動要支援者登録制度の概要

要配慮者支援において、最も重要なことは、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を日頃から把握しておくことです。

このことから、町と自主防災組織(自治会等)などの避難支援等関係者が連携して地域において支援が必要な方の情報共有を図り、災害時における支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備します。この名簿を活用し、避難行動要支援者の支援にあたります。

#### 1 登録方法について

登録方法については次のとおりです。

##### ① 手上げ方式

避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後、登録希望者(代理者でも可)が「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画(5ページ参照)」を町に対し提出し、情報を収集する方式  
→町から制度の情報発信を行い、申請を行ってもらう方法です。

##### ② 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局及び自主防災組織等が要配慮者に働きかけ、必要な情報を収集する方式  
→自主防災組織等で地域の要配慮者に声掛けをする方法です。

#### 2 名簿の作成について

町において名簿を2種類作成します。

##### ① 同意者名簿

「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画」など、避難支援等関係者に外部提供をすることについて、本人の同意が得られた方については同意者名簿を作成します。

##### ② 未同意者名簿

外部提供の同意を得られなかった方については「未同意者名簿」を作成します。

#### 3 名簿の提供について

##### ① 同意者名簿

本人の同意が得られた方については同意者名簿を作成し、平常時から自主防災組織などの避難支援等関係者へ情報提供を行い、町関係部署との情報共有・相互連携を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者の的確な避難支援に資するための基礎資料とします。

##### ② 未同意者名簿

外部提供の同意を得られなかった方については、「未同意者名簿」を作成し、町関係部署に備えておきます。ただし、災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等関係者へ提供します。

④

避難行動要支援者の支援体制

要配慮者の方  
(名簿登録の方：避難行動要支援者)

上牧町 総務課 76-1001  
 福祉課 43-5031  
 生き生き対策課 79-2020  
 健康推進課 51-5700  
 こども未来課 43-5034

◎災害時に地域の方の支援を希望する方は登録申請書を町へ提出します。

→登録制度の概要 (P3)

→登録を希望する方

「避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画」を提出

①

◎広報等で、制度の周知

②

◎地域との連携・情報提供

⑤

安否情報等を町へ報告します。

③

登録申請のあった要配慮者の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、避難支援等関係者へ提供します。

町が情報提供する内容

- ①避難行動要支援者名簿(同意者)
- ②個別計画書
- ③支援地図

災害発生時、地域支援者と避難支援等関係者が協力し避難行動支援者を支援(安否確認・避難誘導等)します。

④

地域支援者(近隣住民)

避難支援等関係者

(自主防災組織(自治会等)、民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等)

◎日頃から、自主防災組織(自治会等)、民生・児童委員、シルバークラブ等の避難支援等関係者で連絡を密にし、地域全体で支援していく体制を作りましょう。

→避難支援等関係者及び地域支援者とは (P9)

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P10~P15)

◎災害時の安否確認、情報伝達体制を確認し、だれひとり取りこぼすことなく安心できる環境づくりを目指しましょう。

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P10~P15)

→避難誘導及び生活において配慮すべき事項 (P16~P17)





## 避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画（記入例）

上牧町長 様

避難支援等関係者への氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由の情報を提供することに **同意します・同意しません**）。

\*同意します・同意しませんいずれかに○してください。  
\*同意しません場合は、災害発生時のみの提供となります。

申請年月日 **20●●年 ●●月 ●●日**  
申請者氏名 **上牧 太朗**

代理人（代理記載の場合のみ記入してください）  
代理人氏名 **上牧 次郎**  
代理人住所 **奈良県北葛城郡上牧町●●●●番地**  
申請者との関係（ **子** ）

### ○避難行動要支援者申請者情報

ふりがな	<b>かんまき たろう</b>	生年月日	<b>年 月 日</b>
氏名	<b>上牧 太朗</b>	申請時年齢（	<b>●●</b> 歳）
性別	<b>●●</b>		
住所	<b>北葛城郡上牧町 奈良県北葛城郡上牧町●●●●番地</b>		
所属自治会	<b>●●自治会</b>		
本人連絡先	<b>090-●●●●-●●●●</b>		
同居家族等	なし・配偶者・ <b>子</b> ・父母・祖父母・孫・その他（ ）		

### 避難支援等を必要とする事由

※あてはまるものすべてに☑

(1) 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/>	要介護3以上のかた
	<input type="checkbox"/>	65歳以上の一人暮らし、又は75歳以上の高齢者のみの世帯のかた
(2) 障がい者	<input type="checkbox"/>	身体障害者障害程度等級表の2級以上のかた
	<input type="checkbox"/>	視覚障害者4級以上のかた
	<input type="checkbox"/>	聴覚障害者3級以上のかた
	<input checked="" type="checkbox"/>	上肢・下肢・体幹機能障害3級以上のかた
	<input type="checkbox"/>	脳原性移動機能障害3級以上のかた
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を交付されているかた
	<input type="checkbox"/>	精神障害2級以上のかた
(3)	<input type="checkbox"/>	災害時奈良県在宅重症難病患者要援護者台帳に記載されているかた
(4)	<input type="checkbox"/>	施設入所者
(5)	<input type="checkbox"/>	外国人
(6)	<input type="checkbox"/>	妊婦
(7)	<input type="checkbox"/>	乳幼児
(8)	<input type="checkbox"/>	その他町長が特に認める者

現在、支援を受けている居宅介護支援事業所名と担当ケアマネジャー名を記載してください。また、民生・児童委員へ相談されているかたは担当地区名と担当者名を記載してください。

#### ●居宅介護支援事業所名と担当ケアマネジャー名

事業所名： **●●●●** ケアマネジャー名： **●●●●**

#### ●その他福祉サービス事業所名（障害サービスなど）と担当者名

事業所名： **●●●●** 担当者名： **●●●●**

#### ●民生・児童委員

民生・児童委員名： **●●●●**

裏面にも記入欄があります

○個別避難計画

避難時に配慮しなければならない事項		※あてはまるものすべてに☑	
<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分らない
<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
避難先等情報 ※普段いる部屋、寝室の位置、位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など			
<p>・避難先候補①：</p> <p>・避難の際には、持ち出し袋に薬とお薬手帳、眼鏡、健康保険証を入れて持参する。</p>			
(自宅から避難所までの避難経路図)		(自宅の間取り図) ※普段生活されている部屋の場所など記載してください。	

緊急時の 連絡先 ①	氏名 (団体名)	(ふりがな) かんまき じろう 上牧 次郎	本人との 関係	子	
	住所	奈良県北葛城郡上牧町●●●●番地 (同居)			
	連絡先	携帯電話番号：	080-●●●●-●●●●	電話番号：	0745-●●-●●●●
		メールアドレス：	●●●●@●●●●.●●.●●		
その他：		LINEなど(●●●●)			
緊急時の 連絡先 ②	氏名 (団体名)	(ふりがな) かんまき さぶろう 上牧 三郎	本人との 関係	子	
	住所	奈良県北葛城郡上牧町▲▲▲▲番地			
	連絡先	携帯電話番号：	080-●●●●-●●●●	電話番号：	0745-●●-●●●●
		メールアドレス：	●●●●@●●●●.●●.●●		
その他：		LINEなど(●●●●)			

避難 支援者 情報①	氏名 (団体名)	(ふりがな) ほうさい たかし 防災 たかし	本人との 関係	近隣住民	
	住所	奈良県北葛城郡上牧町●●●●			
	連絡先	携帯電話番号：	080-●●●●-●●●●	電話番号：	0745-●●-●●●●
		メールアドレス：	●●●●@●●●●.●●.●●		
その他：		LINEなど(●●●●)			

避難 支援者 情報②	氏名 (団体名)	(ふりがな)	本人との 関係		
	住所				
	連絡先	携帯電話番号：		電話番号：	
		メールアドレス：			
その他：					

特記事項	例：配慮してほしいことや必要な保健・医療・福祉サービス等) ・月、水、金はデイサービスを利用
------	---

## ⑤ 避難支援等関係者及び地域支援者とは

### 1 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、自主防災組織(自治会等)、民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等をいいます。避難支援等関係者は、避難行動要支援者を支援する際、地域支援者と連携を図り地域にあった手法で支援します。その役割は次のようなものです。

→**自主防災組織(自治会等)**は、避難行動要支援者の安否確認情報収集に努め、地域支援者と連絡が取れないなど、避難行動要支援者の状況が把握できない場合は、自主防災組織(自治会等)のメンバー、民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等と協力し、安否確認、避難誘導等に努めるとともに、情報収集した避難行動要支援者の現況を取りまとめ、町へ報告します。

→**民生・児童委員**は、地域支援者や自主防災組織(自治会等)と協力して、担当地区内における避難行動要支援者の安否状況等を把握します。

→平常時から地域支援者及び町関係部署等と情報交換、相互連携を図ります。

### 2 地域支援者

地域支援者とは、避難行動要支援者の依頼により、災害時において安否確認、情報伝達及び避難等の際、避難行動要支援者を支援する近隣住民をいいます。地域支援者は、できる範囲で避難行動要支援者を支援することから、避難行動要支援者の支援の趣旨に賛同し協力していただける方ならどなたでもなれます。地域支援者が、都合や勤務等により不在となる時間帯に災害が発生する場合がありますが、その場合には避難支援等関係者による組織的な支援等を別途検討することになるものと思います。地域支援者の役割は次のようなものです。

→自身や家族の安全を確保した後、避難行動要支援者の安否確認を行います。

→避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し救援活動を行うとともに、消防団や町等関係機関へ連絡します。

→無事で避難が必要な場合は、町指定の避難所まで避難誘導を行います。

→避難行動要支援者の避難状況を地域の自主防災組織に連絡します。

**\*この制度では、地域支援者に責任を課すものではありません。**

## ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

### ①避難行動要支援者登録申請書兼個別計画の作成時

#### 1 自主防災組織(自治会等)の役割

周知・助言

地域支援者選定

支援体制づくり

要配慮者支援対策は、自主防災組織(自治会等)の取組が何よりも重要なことから、町関係部署と情報共有・相互連携を図り積極的な取組をお願いします。

要配慮者支援対策の取組については、次の事項についてご配慮ください。

- ①町内回覧や戸別訪問等により、要配慮者のうち支援が必要な方に対し、避難行動要支援者台帳登録について周知・助言等を行ってください。
- ②町に届け出のあった登録申請書に地域支援者記載がない場合は、自主防災組織(自治会等)、民生・児童委員、シルバークラブ等でご相談いただき、地域支援者を選定してください。
- ③地域支援者の選定が難しい場合は、自主防災組織又町内会の区、班、組等を地域支援者と考えて体制づくりを行ってください。

#### 2 民生・児童委員、シルバークラブ、消防団の役割

周知・助言

地域支援者選定

支援体制づくり

①登録申請書に地域支援者の記載がない場合など、自主防災組織(自治会等)と連携を図り支援活動、地域支援者選定に協力するとともに、要配慮者に対する制度の周知・助言等に努めてください。

②要配慮者で支援が必要な方に対し、町への登録申請を促してください。

#### 3 町の役割

周知・助言

地域支援者選定

支援体制づくり

広報誌などにより制度の周知・啓発を行うとともに、避難行動要支援者の名簿の管理等を行います。

## ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

### ② 平常時

#### 1 自主防災組織(自治会等)の役割

登録助言

見守り体制強化

防災訓練

- ①新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、町への登録申請を促してください。
- ②登録した要配慮者(避難行動要支援者)に対し、地域支援者又は班等を中心とした近隣住民による普段からの見守り体制の強化に努めてください。
- ③民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等と連携し、防災訓練等を通じて、避難行動要支援者に対する安否確認、情報伝達及び避難誘導訓練等を行い、災害時に備えてください。

#### 2 民生・児童委員、シルバークラブ、消防団の役割

登録助言

見守り体制強化

防災訓練

- ①新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、町への登録申請を促してください。
- ②自主防災組織と連携を図り防災訓練に協力・参加し、災害時に備えてください。

#### 3 町の役割

名簿作成・情報提供

関係機関との連携

避難支援等  
関係者との連携

町は、避難支援等関係者に対し要配慮者支援についての説明及び協力依頼を行うとともに、次のことを行います。

- ①要配慮者から申請された情報を基に名簿を作成し、避難支援等関係者に情報提供を行い、町関係部署と情報共有・相互連携を図ります。
- ②要配慮者の効率的かつ効果的な支援に当たっては、地域支援組織、介護サービス事業者、警察及び障害者団体等の連携・協力が必要となることから関係機関からなる連絡会議の構築に努めます。
- ③要配慮者の緊急受入先として、介護サービス事業所及び障害者施設等と「(仮)緊急避難受け入れに関する協定」の締結に努め、連絡調整を図ります。
- ④登録申請は同意していない要配慮者の名簿(未同意者名簿)を作成し災害時に備えます。
- ⑤要配慮者の支援に当たっては、消防団の果たす役割も大きいことから、平常時から自主防災組織(自治会等)等との連携体制の構築に努めます。

## ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

### ③災害発生直後

#### 1 自主防災組織(自治会等)の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ①自身の安全を確保し、名簿を基に避難行動要支援者の安否状況など情報収集に努めてください。また、災害時に町から提供のある未同意者名簿に記載されている方についても情報収集に努めてください。
- ②地域支援者と連絡が取れないなど、状況把握ができない避難行動要支援者については、民生・児童委員、シルバークラブ、消防団等と協力し安否状況の把握、避難誘導等に努めてください。
- ③自主防災組織(自治会等)は安否が確認できた方の情報等を町へ連絡してください。

#### 2 民生・児童委員、シルバークラブ、消防団の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ①地域支援者や自主防災組織と協力して、担当地区内の避難行動要支援者の安否状況把握を行い、自主防災組織(自治会等)へ連絡してください。
- ②状況把握ができない避難行動要支援者に対し、自主防災組織(自治会等)等と協力し、安否状況の把握、避難の呼びかけ及び避難誘導等に努めてください。

#### 3 町の役割

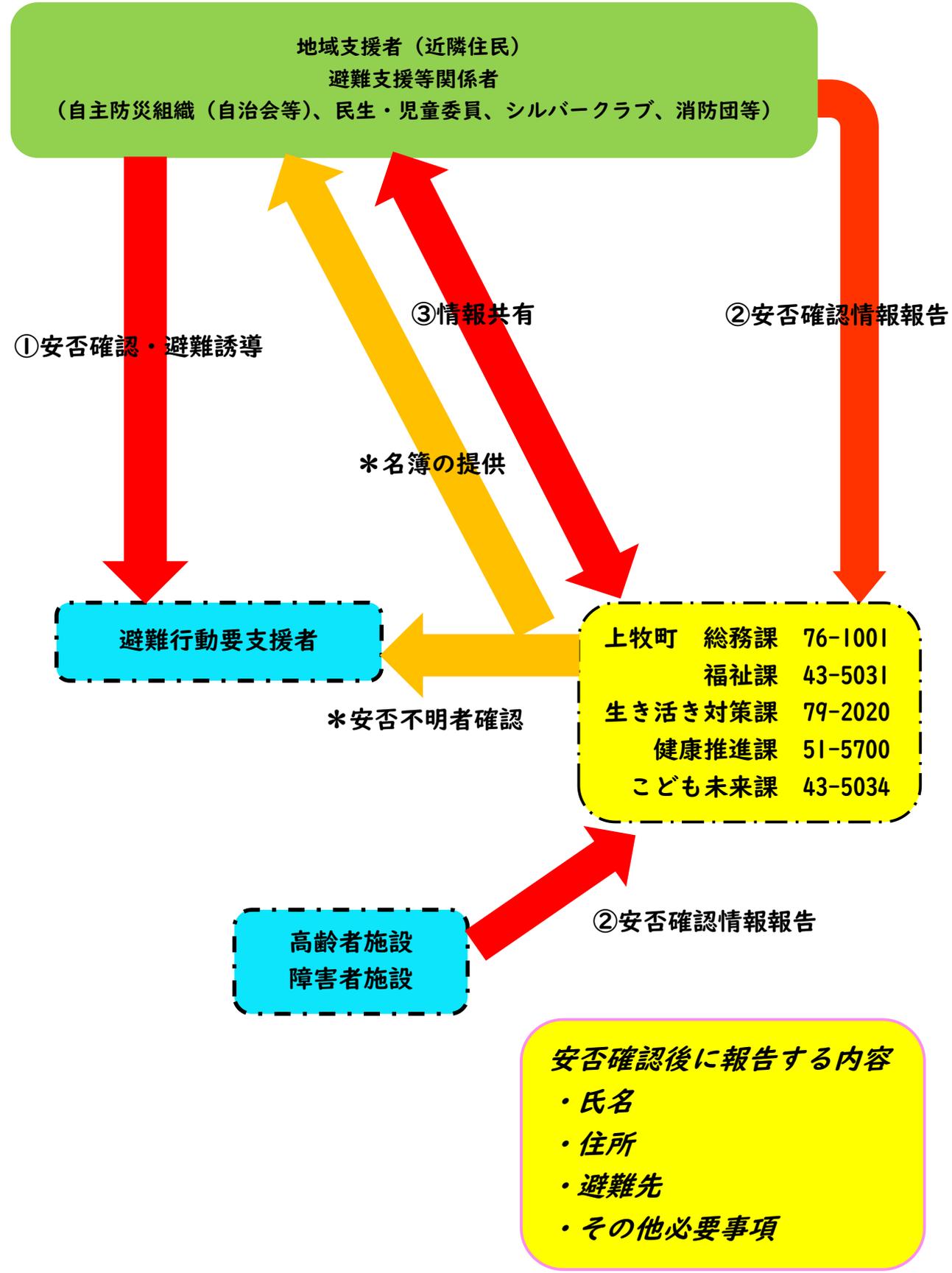
情報集約

支援体制強化

- ①自主防災組織(町内会等)等と情報連絡体制の強化を図ります。
- ②未同意者名簿を自主防災組織(自治会等)等へ提供します。
- ③自主防災組織(自治会等)からの安否確認状況等を集約します。また、要配慮者関連施設等(介護施設及び障害者等)の被害状況を確認するとともに、避難者の身体状況等を確認した上で受け入れ対応が可能かどうか状況を調査し、避難行動要支援者等の要望に備えます。
- ④必要に応じて、安否が不明な要配慮者の安否確認を行います。

# ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

## 4 災害時における情報収集及び伝達方法



## ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

### ④避難所における対応

#### 1 自主防災組織(自治会等)の役割

状況把握

情報共有

「避難所運営マニュアル」に基づき避難所運営を行ってください。

また、民生・児童委員と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の町職員へ連絡してください

#### 2 民生・児童委員、シルバークラブ、消防団の役割

状況把握

情報共有

自主防災組織(自治会等)と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の町職員へ連絡してください。避難者の相談相手となるといった心のケアに努めてください。

#### 3 町の役割

状況把握

情報共有

福祉避難所等検討

避難所担当職員は避難支援等関係者と連携を図り、一般避難所における生活が困難な方については、要配慮者の身体状況、家族状況等により判断し、福祉避難室及び福祉避難所の設置を検討するとともに、必要により要配慮者関連施設等への緊急入所等による支援をします。

開設する避難所等の区分とその基本的な考え方は、次のとおりです。

##### ①福祉避難室

一般避難所の居住スペースで生活することが困難な要配慮者のために、一般避難所に一般居住エリアと区別する仕切りや和室などの個室を設けます。

##### ②福祉避難所

一般避難所及び福祉避難室での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所であり、本町では、上牧町保健福祉センター(2000年会館)等を指定しています。

##### ③施設への緊急入所等

在宅はもちろん福祉避難室、福祉避難所での生活では対応が困難で専門的なケアを必要とする避難者については、福祉施設等において緊急入所等の対応を行います。

医療的な措置が必要と判断される場合は、安全が確保された医療機関へ速やかに搬送します。

## ⑥ 避難支援等関係者及び、地域支援者及び町の役割

### ●災害発生時の避難誘導の概要

災害発生時には、次のイメージ図のような避難誘導を基本として、対応することとします。その対応にあたっては、避難支援等関係者、町関係各班や介護・福祉事業者等と連携を図り、要配慮者の身体状況等に応じて速やかに誘導することとします。

《福祉避難室・福祉避難所イメージ図》



### ●災害収束時の対応

#### 1 自主防災組織(自治会等)の役割

- ①要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ②地域支援者から要配慮者の帰宅状況を確認し、町へ連絡してください。

#### 2 民生・児童委員、シルバークラブ、消防団の役割

- ①地域支援者に協力し、要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ②自宅に戻った要配慮者のその後のケアに努めてください。

#### 3 町の役割

避難所担当職員は自主防災組織等と連絡をとり、要配慮者全員の帰宅を確認します。

## ⑦

# 避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項

## ①目の不自由な方

### 避難誘導における配慮

- ①目の不自由な方を見かけたら声をかけ、何をしてほしいか尋ねてください。
- ②誘導するときは、白杖を持っていない手で、ひじの上をつかんでもらいゆっくり歩いてください。
- ③方向は「何時の方向」というように、時計の文字盤を想定し、距離は「何メートル先」などと具体的に教えてください。
- ④階段などの段差がある場合は、そのすぐ前で止まり、段差があることと上がるのか下がるのかを伝えてください。
- ⑤盲導犬と一緒にいる場合、直接盲導犬に触れたり、引っ張ったりしない。盲導犬の反対側で腕をつかんでもらい、誘導してください。

### 避難生活における配慮

- ①避難所内の案内を行ってください。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行ってください。
- ②仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮してください。

## ②肢体不自由な方

### 避難誘導における配慮

肢体が不自由な方を見かけたら進んで声をかけてください。支援の必要があるかを尋ね、必要な場合は安全に誘導してください。

### 車椅子の介助の仕方

- ①急な下り坂の場合、後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくりと下りてください。
- ②段差を上がる時は、まずはそのことを告げてから、ステッピングバーを踏み、前輪を上げて段の上に乗せてから後輪を上げて段差を越えてください。
- ③段差を下りるときは、まずそのことを告げてから、後ろ向きになり、静かに後輪を下ろす。次に、ステッピングバーを踏み、前輪を上げてから後方に引いて、前輪をゆっくり下ろしてください。階段では、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車椅子を前向きに、下るときは車椅子を後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。なお、人手がない場合は、おぶいひもなどで背負ってください。

### 避難生活における配慮

- ①車いすが通れる通路を確保してください。
- ②家具の転倒防止などの安全を確認してください。
- ③車いす用のトイレを確保してください。

## ⑦

# 避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項

## ③療育手帳のある方

### 避難誘導における配慮

- ①身元が分かる「防災カード」などを作成し、いざというとき身に付けさせてください。
- ②言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導してください。

### 避難生活における配慮

- ①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になったりする場合があるので、短い言葉や文字、絵及び写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど落ち着けるような環境づくりに努めてください。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もあります。

## ④難病・特定疾患の方

### 避難誘導における配慮

本人から身体状況を聞き取り、状況により車椅子を利用するなど適切な誘導を行います。

### 疾患等への配慮

- ①医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関への早期移送を行ってください。
- ②服薬を継続するための医薬品を確保に努めてください。

## ⑤寝たきりの方

### 避難誘導における配慮

- ①寝たきりの方がいる家庭では、家族だけでは災害時の対応が難しいので、積極的に支援をしてください。
- ②寝たきりの方を避難させるときは、担架で移動してください。担架がない場合は、棒と毛布などで簡易担架を作ってください。

### 緊急移動の仕方

- ①二人のときは、合わせ棒と毛布などで作った簡易担架で移動させてください。
- ②一人で移動させる場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せてそのまま引っ張って移動させてください。

### 避難生活における配慮

- ①各種装具・器具用の電源確保が必要となる場合があります。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合があります。

## ●福祉避難所等の指定（開設場所）

### ●福祉避難所等の指定（開設場所）

#### （１）福祉避難室

一般避難所の一般居住スペースの一角に必要な応じてパーティションで仕切りをつけたり、和室などの個室を利用したりし、場所を確保します。

#### （２）福祉避難所

福祉施設等は平常時からの当該施設利用者に対する支援及び緊急入所者の対応を最優先させることが予想されます。そのため、「上牧町保健福祉センター（２０００年会館）」を指定福祉避難所として開設します。ただし、災害の規模により不足する場合は、「福祉避難所の確保に関する協定」に基づき、下記の施設に緊急受入要請をすることがあります。

福祉避難所名	住所
上牧町保健福祉センター	上牧町大字上牧 3245-1
福祉施設名	住所
奈良県立西和養護学校	上牧町大字上牧 1010
特別養護老人ホーム 郁慈苑	上牧町大字上牧 4244
特別養護老人ホーム 郁徳苑	上牧町大字上牧 4244
特別養護老人ホーム 郁愛苑	上牧町大字上牧 4244
特別養護老人ホーム 郁楽苑	上牧町大字上牧 4244
ケアハウス 愛の故郷	上牧町大字上牧 4244
ケアハウス フローレンス薬師山	上牧町大字上牧 4244
介護老人保健施設 ユートピア・ゆり	上牧町大字上牧 4244
西大和リハビリテーション病院	上牧町ささゆり台 3-2-2
介護付有料老人ホーム 友楽の杜 西大和	上牧町ささゆり台 3-2-1
介護付有料老人ホーム 友楽の杜 ささゆり	上牧町ささゆり台 3-2-3
障がい者支援施設 フレンズまきば	上牧町大字上牧 900-1
障がい者支援施設 グランディまきば	上牧町大字上牧 899-7
介護老人保健施設 こころ上牧	上牧町大字上牧 2768-2
株式会社 六花	上牧町上牧 537-16・2・10

